

国総国調第192号
国都公緑第236号
国河環第117号
国河治第236号
国河保第67号
国河海第69号
国道国第316号
国港管第1178号
国港建第268号
国空管第321号
国空計第61号
平成15年3月28日

各地方整備局建政部長
河川部長
道路部長
港湾空港部長
用地部長
北海道開発局開発監理部長
事業振興部長
建設部長
港湾空港部長
各地方航空局飛行場部長
沖縄総合事務局開発建設部長

} あて

国土交通省総合政策局国土環境・調整課長
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長
国土交通省河川局河川環境課長
国土交通省河川局治水課長
国土交通省河川局砂防部保全課長
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長
国土交通省道路局国道課長
国土交通省港湾局管理課長
国土交通省港湾局建設課長
国土交通省航空局飛行場部管理課長
国土交通省航空局飛行場部計画課長

事業認定等に関する適期申請等について

標記については、平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達（以下「連名局長通達」という。）により定められたところであるが、連名局長通達の運用については下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、平成元年7月14日付け建設省経整発第54号、建設省河治発第46号、建設省河都発第31号、建設省河開発第90号、建設省河海発第30号、建設省河防発第78号、建設省河砂発49号、建設省河傾発第45号、建設省道一発第31号建設省建設経済局調整課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局都市河川室長、建設省河川局開発課長、建設省河川局海岸課長、建設省河川局防災課長、建設省河川局砂防部砂防課長、建設省河川局砂防部傾斜地保全課長、建設省道路局国道第一課長通達は、本通達の発出日をもって廃止する。

記

- 1 連名局長通達記1中「収用手続きに移行」とあるのは、速やかに事業認定申請準備に着手し、着手後1年以内を目途に申請を行うことをいうものとする。
- 2 連名局長通達記中の「大規模な事業又は特別な事情がある事業」とは、次に定める事業をいうものとするが、同通達の趣旨に鑑み、例外的取扱いは極力さけるものとし、やむを得ず例外的取扱いを行う場合にあっては、具体の事業ごとに関係部局相互間で十分調整を行ったうえで判断すること。

なお、連名局長通達記3にあるとおり、「大規模な事業又は特別な事情がある事業」についても、事業の進行管理の適正化を図る観点からの情報の公表については、その対象となることに留意すること。

(1) 大規模な事業

- 一 ダム建設事業
- 二 空港整備事業
- 三 放水路事業、バイパス道路事業等で土地所有者・関係人数がおおむね200以上の事業

(2) 特別な事情がある事業

- 一 収用手段の実施により、地元の協力関係が失われることが確実に見込まれる事業
- 二 用地幅杭の打設から 3 年を経た時点において、用地取得率が著しく低く、職員の処理能力等から収用手段を実施することが困難である事業
- 三 用地幅杭打設後おおむね 1 年以内に用地業務が完了することが見込まれる小規模な事業

3 連名局長通達記 1 中の「計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間」の連絡調整は、計画事業の土地収用法との関係、事業認定の申請に関する事務の分担等について、例えば、各部局間の連絡・調整機関を設置する等の方法により効果的に実施すること。

4 連名局長通達記 3 の「情報の公表等」については、計画担当、事業実施担当及び用地担当の各部局相互間の適切な事務の分担のもと、別記要領に従い実施すること。

5 連名局長通達における外部委託の活用に関しては、事業認定の申請書及び添付図書の作成等で外部委託が可能なものについては、積極的に補償コンサルタント等への委託を進め、事務の合理化を図ること。